

源平闘諍録全釈 (四—卷一—④ (六ウ9、八ウ6))

早川厚一

【原文】

然程忠盛此事可有何^カ躑^{サス}御遊^モ未^ルニ終^ル。闇打ノ事兼日用意之間立^テ倚^ル灯影^ニ如^ク一尺三寸ノ打刀水^ヲ抜^キ出^シ引^キ鬚^ヲ髪^ヲ押^シ捫^テ不^レ静^ニ差^ル腰^ニ又立^リ縁障^子之陰^ヲ抜^キ出^シ件^ノ刀^ヲ取^リ真^ニ手^ニ窺^ル人^ノ氣^ヲ色^ヲ最^ニ露^ル。見^ル良久^シ盼^テ殿上^方立^無可^ク対面^ノ様^ニ然^レ間^各無^レ由^レ被^レ思^フ其^ノ夜^暗打^止ニケリ

【釈文】

然る程に、忠盛、「此の事何かが有るべき」と蹠^{サス}らひ、御遊^{おんあそ}びも未だ終はらざるに、闇打の事、兼日用意の間、灯の影に立ち倚^よつて、一尺三寸の打刀の、水のごときを抜き出だし、鬚の髪に引き当て、押し捫^ひひて、騒^{さわ}がずして静かに腰に差す。又障子の陰に立ち縁^より、件の刀を抜き出だし、真^ま手に取るに、人を窺^うふ気色、最露^{いあらは}に見えたり。良久^{ひさびさ}しく、殿上の方を盼^みて立つに、対面をすべき様も無し。然る間、各由無しと思はれけん、其の夜の暗打^{やみうち}止みにけり。

【校異・訓読】 1底本「見^テ」。

【注解】 ○忠盛、「此の事何かが有るべき」「此の事」とは、前節の、

殿上人達が、忠盛を闇討にしようとしていることを指そう。ただ、前節では、この事を聞いた忠盛の郎等家貞が、殿上の小庭に祇候したため、殿上人達は、「各^{おの}舌^をを巻いて懼れ逢へり」としていたわけだから、ここで、殊更に、忠盛は、「何かが有るべき」とためらう必要も無いはずである。現に、この後、忠盛は、「闇打の事、兼日用意の間」(闇討の件については、かねてから用意していたので)とあるわけだから、なおさらである。あるいは、ここは、「忠盛も、…」と訓み、家

貞と忠盛主従の用意周到ぶりを記そうとするのだろうか。しかし、忠盛のこうした思いは、この後の、御前の召で、殿上人達により「伊勢平氏は酢瓶なりけり」と囃された折の思いにこそ相応しいと言える。その折の忠盛の思いを、この場面に転用したための不整合とも考えられる。この後の「御遊びも未だ終はらざるに」項参照。 ○蹠^{サス}らひ

「蹠」の用字はこの箇所のみ。〈名義抄〉「蹠 タメラフ ユク」(法上八〇)、『天文本字鏡鈔』「蹠 ウヤマフ、ハシル、タメラフ、ツマツク、オトル、アツム、ユク、ヨソホヒ」(七七三)。ためらう意。

○御遊びも未だ終はらざるに 当該句は、〈四・延・長・盛・南・屋・覚〉では、忠盛が、御前の召しで「すがめ」と囃され、何ら抗言もできずに退出する場面に使われている。〈延〉「而ニ「スガメナリケリ」トハヤサレテ、御遊モ未ダハテヌニ、深更ニ及テ罷出ラレケルニ」（一九ウ一〇オ）。とすれば、前々項で考えたように、〈闘〉は、この当該句を、この場面に転用した可能性が高まる。○闘討の事、兼日用意の間 次節で、刀を主殿司に預ける場面でも、「所存の旨有るに依つて」とある。このように、闘討のことをかねて知り、周到に用意する忠盛を、〈闘〉はより詳細に記す。○灯の影 〈全注闘〉は、「灯影」を「ほかげ」と訓むが、根拠未詳。○一尺三寸の打刀の、水のごときを抜き出だし… 前節のA家貞祇候話と、B本話の忠盛示威行動話を受け、C「由無しと思はれけん、其の夜の暗打止みにけり」と締め括るのが、〈四・闘・南〉だが、Bの忠盛の示威行動話は、次に見るように、三様に描き分けられている。〈四〉は、B「其上忠盛亦差テ大鞘卷ニ無キ四度計之躰ニ時々柄ヲ人ト被レ見」（四左）と、忠盛が、しどけなき様に柄を時々見せて殿上人等を威圧したとする形、〈闘〉は、B²灯の側で水のように光る刀を抜き、鬢の髪に当てて威圧したという形、〈南〉は、B³「其上、忠盛又束帯ノ下ニ一尺三寸ノサヤ巻ヲヨコタヘ指タリ。ツカヲワザト出テ、人ニゾ見セラレケル。火ノホノクラカリケル景ニテ拔出テ、ピンノ髪ニ引アテ、巾ケルガ、ヨソ目ニハ水ナンドノ様ニゾ見ヘタリケル」（上一八ウ九頁）と、B¹とBを併せた形。一方、〈延〉は、B¹・A・C・B²の形。つまり、〈延〉は、B¹の刀をしどけなく差して、柄を見せて威圧する忠盛の示威行動の上に、Aの「主事ニアハミ、小庭ヨリ殿上マデ、切上リツベキ」（一八

ウ）家貞の形相に威圧され、C「人々由ナシトヤ思ハレケム、其夜ノ闘討セザリケリ」と締め括った後、再び、B²「其上、忠盛朝臣、大ノ刀ヲヌキテ、火ノホノグラカリケル所ニテ、鬢髪ニ引アテ、拭ハレケリ。余所目ニハ、水ナドノ様ニゾ見ケル」（一八ウ）として、やや重複気味に忠盛の示威行動を付加する形。に対して、〈長・屋・覚〉は、B³・A・Cとして、B³忠盛の示威行動話を前面に押し出し、忠盛昇殿話によりふさわしい形にする。以上からすれば、〈四・闘・南〉の形は、〈延〉的な形を受け、〈長・屋・覚〉の形に至る過渡的な姿を残していると言えようか。また、〈盛〉は、A・B¹・Cの後、忠臣の先例説話として「鴻門之会」説話を引き、次に忠盛の示威行動により、気を失った中宮亮秀成の話、続いて五節由来話の後に、すがめと囃されたとしてB²を引き、続けてこの刀を忠盛が主殿司に預けたとする。〈盛〉のB²は、忠盛の帯刀を人々に確認させ、訴えさせるための便法のようにも読める。なお、刀を「一尺三寸」とするのは、〈延・長・盛・南〉同じだが、いずれも鞘卷。〈四・屋・覚〉「大鞘卷」（四左）。「打刀」とするのは、〈闘〉のみ。打刀は、「外装は「刀」様式ながら、刀身には寸法と反りがあり、「打つ」という機能を持った刀剣」だが、打刀の使用者には、「出家者・検非違使の下部・童など」の「立場的・身分的、時に経済的に「たち」を持つことが困難な階層」（近藤好和七二―七三頁）の者が多いと言う。「館太郎貞保は、黒革の腹巻に、打刀、腰にさして、その上に牛飼の装束して、御車仕る」（新大系『平治物語』一八〇頁）。〈闘〉の用例は、特異なものと言えよう。○水のごときを抜き出だし 「水ナドノ様ニゾ見ケル」（〈延〉一八ウ）とする 〈延・長・南・屋・覚〉の場合、刀が灯の火を

受けて焔めく様を「氷」に喩えるのである。 「氷」の喩えはないが、
 〈盛〉には「火ノ光ニ耀合テキラメケレバ」(1—1—三頁)とある。
 一方、〈鬪〉の場合は、打刀の鋭利な様を、「氷」に喩えているとも読
 めよう。 ○押し捫ひて 〈名義抄〉「捫 ノゴフ」(仏下本八二)。

【引用研究文献】

*近藤好和『中世的武具の成立と武士』(吉川弘文館二〇〇〇・3)

【原文】

抑五節^ハ宴^ス水^ト申^ハ是^ハ目^ニ清^ク見^ル原^ノ天^皇御^時 ○始^リ以^テ至^ル今^ノ代^ニ肩^ヲ拔^キ白^ク薄^ク様^ノ小^禪師^ノ紙^卷上^ノ袖^書友^ノ絵^筆軸^ヲ拍^チ此^ニ易^ク拍^子拍^ヲ伊^勢平^氏醉^ス瓶^ニ忠^ニ盛^ニ從^テ伊^勢国^ノ生^立之^上片^目角^ノ睨^キ心^ヲ憂^フ雖^シ思^フ ○依^ル有^ル所^ニ存^ス之^旨夜^及深^更且^為後^日訴^訟於^テ紫^震殿^御後^ニ被^レ見^ル諸^ノ殿^上人^ノ取^テ出^テ件^ノ刀^ヲ預^置主^殿司^被出^ル家^ノ貞^待請^テ如^ク何^候尋^申無^レ別^ノ事^答レ

【釈文】

抑、五節の宴(晏)水と申すは、是清見原^{これまよみはら}天皇の御時より始めて以て、今の代に至るまで、肩^{かたみぎ}拔には、「白薄様^{しろうすやう}の小禪師^{こぜんし}の紙、卷上^{まきあげ}の袖、友絵^{ともゑ}書いたる筆の軸」と、此く拍^はすに、拍子^はを易^かへて、「伊勢平氏は^{いせへいし}醉^すなりけり」とぞ拍^はしける。忠盛^{ちゆせう}は伊勢国より生^なひ立ちける上、片目^{かため}の角睨^{すめ}(睨)を心憂^{こころをうれ}しとは思ふと雖も、所存^{ところぞん}の旨有^{めい}るに依^よつて、夜深更^{よるふか}に及んで、且つは後日^{あとのひ}の訴訟^{しよんご}の為に、紫震殿^{むらさき}の御後^{ごご}に於^おて、諸^{もろ}の殿上人^{どのじやうにん}の見^みらるるに、件^{くだん}の刀を取り出^とだして、主殿司^{しゆでんじ}に預^よけ置^おきてぞ出^ででられる。家貞^{けさだ}待^{まち}ち請^こけて、「如何^{いか}候^{かう}ひける」と尋^{たず}ね申^ましければ、「別^{わか}の事^{こと}無し」と答^{こた}へけり。

【注解】○抑、五節の宴(晏)水と申すは… 宴水は、「淵醉」のこ
 と。「淵醉」の原義は「心底酔う」意。宮廷行事の中で最も無礼講的
 と言えるような酒宴であった(沖本幸子①三三頁)。なお、諸本には、
 初めに、〈延〉「サテ御前ニ召シアリテ、忠盛朝臣被參ケルニ、五節ノ
 ハヤシト申ハ」(一八ウ)のような導入句があるため、なぜここで五
 節の淵醉の起源が記されるのか分かりやすいが、〈鬪〉はその点やや
 唐突の感がある。 ○是清見原^{これまよみはら}天皇の御時より始めて以て、今の代
 に至るまで 〈全注闕〉は、返り点には従わず、「是れ清見原天皇の御

○騒がずして静かに腰に差す… 「対面をすべき様も無し」まで、〈鬪〉
 の独自異文。念には念を入れ、周到に用意し、殿上人を威圧しようと
 する〈鬪〉の忠盛像に通うものがある。 ○真手 両手。 ○吟て
 〈名義抄〉「吟 ミル」(仏中本八二)。

時に始めてより以^{このかた}、今の代に至るまで(上一五二頁)と訓む。〈鬪〉
 で、「このかた」と訓む可能性のある用字としては、「以来」「以降」
 「以後」「来」の四種類有るが、「以」を「このかた」と訓む用例は、
 ここ以外にない。掲出の訓みでは、「以て」を強調の意に解した。
 ○肩^{かたみぎ}拔には、「白薄様^{しろうすやう}の小禪師^{こぜんし}の紙、卷上^{まきあげ}の袖、友絵^{ともゑ}書いたる筆の軸」
 と、此く拍^はすに 五節の淵醉は、殿上に始まって、女院や中宮の御所
 へ推参し、寅日にはさらに「御前の召」で同様の芸能が行われた。そ
 の「御前の召」では、朗詠や今様・乱舞が行われたが、乱舞の折に白

薄様が歌われた（沖本幸子②二四六・二六七頁）。その白薄様は、室町期の例を記す『五節間野曲事』（綾小路俊量卿記）によれば、「白うすやう。こせんしの紙。まきあげの筆。ともゑかいたる筆のぢく。やれこととう。〔五反七反相替也〕」（群書七―四七頁）と歌われた。

その歌詞は、「白薄様 濃染紙の紙 卷上の筆 巴書いたる筆の軸 やれこととう」という文具尽くしの内容。とすれば、〈闘〉の「卷上の袖」は、「フデ」が「ソデ」と誤読されたため生じたものか。なお、五節の淵酔において、天武天皇の時から今の代に至るまで、白薄様の乱舞が行われていたと記すが、一一三〇年代頃からしばらくの間は「万歳楽」での乱舞のみであった。『たまきはる』によれば、仁安三年（一一六八）以降の時点において、「白薄様」は、五節の淵酔の芸能として定着していない、珍しいものであったことが窺えるという（沖本幸子③三三〇―三三三頁、二四〇―二四二頁）。○易へて 〈名義抄〉「易 カフ」（仏中九〇）。○伊勢平氏は酢瓶なりけり 『多度大神本縁略記』には、多度の神を信じ一千度の参詣を遂げた忠盛が、夜の夢に一つの壺を得たが、それは酢甕だった。その日から忠盛は、目を患い、一年の間に眇となったが、昇進は思いのまま、ついに昇殿を果たしたとする近世以前の伊勢地方に伝わる忠盛の「すがめ」伝承が載る（高橋昌明六七頁）。○忠盛は伊勢国より生ひ立ちける上

： 他本に較べて簡略な記事だが、同様に記すのが〈南〉。「忠盛ハ伊勢国ヨリオヒタチテ、目ノ少シスガミタリケレバナリ」（上―一九頁）。

に対して、〈四・延・長・盛・屋・覚〉では、平氏が、桓武天皇の子孫でありながら、今では官位も下り、伊勢に住むこと久しくなったため、伊勢平氏と呼ばれるようになったのだが、伊勢の瓶子の酢瓶にか

けて、このように囃されたのだと説く。〈延〉「忠盛左ノ目人、眇タリケレバ、カクハヤシタリ。桓武天皇末葉ト申ナガラ、中比ヨリハウチサガテ、官途モアサク、地下ニノミシテ都ノスマキウトクシク、常ハ伊勢国ニ住シテ、久ク人トナリケレバ、此一門ヲバ、伊勢平氏ト申ナラハシタルニ、彼国ノ器ニ対シテ、「伊勢平氏ハ酢瓶ナリケリ」ト、ハヤシタリケルトカヤ」（一九オ）。〈闘・南〉では、「平氏が、桓武天皇の子孫でありながら、今では官位も下り、伊勢に住むこと久しくなった」事情や、酢瓶と囃される理由も明確とはならない。略述による本文改変があったためだろうが、この略述は、〈南〉にも見られることから、〈闘〉を遡る段階でなされたものか。○角睐を心憂し

とは思ふと雖も 〈名義抄〉「睐 スカメ」（仏中七四）。忠盛は、自らのすがめを心憂く思ったことになるが、ここは、殿上人達に、「伊勢平氏は酢瓶なりけり」と囃されたことを指そう。〈南〉の「目ノ少シスガミタリケレバナリ。心ウシトハ思ハレケレドモ」（九頁）を参照すれば、〈闘〉も、「片目の角睐みたりければなり。心憂しとは思ふと雖も」とでも訓むべきところ。「角睐を」の「を」は、後の付訓か。○所存の旨有るに依つて 〈四・延・長・盛・南・屋・覚〉では、忠盛は、なすすべなく退出している。〈延〉「忠盛スベキ様無テ、サテヤミヌ」（一九オ）。に対して、〈闘〉には、この後の訴訟に対する準備は勿論、上皇の叡感に与ることまでも織り込みずみかのような、自信にあふれた忠盛像が見られる。前節の注解「闘討の事、兼日用意の間」、次々節の注解「忠盛の申し状、誠に如勇くぞ聞こえし」参照。○紫震殿の御後 〈闘〉は、「御後」に訓符を付し、「御うしろ」と訓ませるが、訓は、「こご」が正しい。なお、〈長・盛・屋〉も「うしろ」

と訓む。「御後」は、紫宸殿の北庇で、「一部を屏風で仕切り、御椅子を立てて御粧物所とした」(『国史大辞典』6—7九三頁)。また、御後は、淵酔の行われている広廂から見える位置にあった。(『盛全釈』の「紫宸殿ノ後ニテ、主殿司ヲ招寄」(二—二六頁)の注解参照。このように、主殿司を紫宸殿の御後に招き寄せて腰刀を預けたとすることが、〈四・闘・長・盛・南・屋・覚〉。に対して、〈延〉では、忠盛は、主殿司のいる主殿宿に立ち寄り、腰刀を預けている。〈延〉「忠盛出給ケルトキ、腰刀ヲバ、主殿司ニ預テ、大盤ノ上ニヲカレテケリ」(二〇オ)。その主殿宿は、殿上間・沓脱に至近で、殿上から退出する忠盛が、腰刀を預ける場所としてはふさわしい場所と言えよう。○諸の殿上人の見らるるに 〈長・屋・覚〉 同。〈長〉「紫宸殿の御うしろに

【引用研究文献】

* 沖本幸子①「散楽と今様」(国語と国文学、二〇〇〇・12。『今様の時代—変容する宮廷芸能』東京大学出版会二〇〇六・2再録。引用は後者による)

* 沖本幸子②「物云舞の成立をめぐる—五節の櫛との関わりから」(梁塵二、二〇〇三・12。『今様の時代—変容する宮廷芸能』東京大学出版会二〇〇六・2再録。引用は後者による)

* 沖本幸子③「歌から舞へ—五節の乱舞を中心に」(Z E A M I、二〇〇三・6。『今様の時代—変容する宮廷芸能』東京大学出版会二〇〇六・2再録。引用は後者による)

* 菅野扶美「半物・雑仕・主殿司・厨女—今様周縁の女の層をめぐる—」(日本文学二〇〇七・7)

* 高橋昌明『清盛以前—伊勢平氏の興隆—』(平凡社一九八四・5。増補・改訂版文理閣二〇〇四・10。引用は後者による)

【原文】

上古^ニ有^リ加^ハ様^ノ事^ト昔^ノ季^ニ仲^ノ卿^ノ者^ノ色^ヲ極^メ黒^ク時^ノ人^ノ申^テ黒^ク帥^ト然^ニ為^リ蔵^ノ人^ノ頭^ニ之^ノ時^ノ五^ノ節^ノ宴^ニ穴^ノ黒^ク々^シ瞻^キ頭^ヲ哉^ト拍^ニ誰^ト捕^ヘ漆^ヲ塗^ク季^ノ仲^ノ卿^ノ方^ノ人^ノ殿^ノ上^ノ人^ノ穴^ノ白^ク々^シ素^ク主^ノ哉^ト何^{ナル}人^ノ推^レ帛^ヲ拍^ス此^ニ又^ニ花^ノ山^ノ院^ノ入^レ道^ノ大^ノ政^ノ大^ノ臣^ノ御^年十^ノ歳^ノ之^ノ時^ノ奉^レ後^ノ父^ノ忠^ノ家^ノ卿^ニ在^リ恂^ニ子^ニ中^ノ御^ノ門^ノ中^ノ納^ノ言^ノ家^ノ成^ノ卿^ノ為^リ幡^ノ磨^ノ

てこのこしの刀をかたへの殿上人あまた見らるゝ所にて」(1—131頁)。前項の注解参照。〈名義抄〉「諸 カタヘ」(法上六五)。○主殿司 主殿司の構成員は、「念若・千鳥・天女といった女嬬名なのか芸名なのか定かではない名を持ち：限りなく芸能者に似た要素を備えた司だった」(菅野扶美一九頁)。忠盛が、この前後に、殿上人相手に芝居がかったパフォーマンスを演じるきっかけを媒介するにふさわしい所職であるとは言えよう。○別の事無し 忠盛が、このように答えた理由を、〈四・闘・長・南〉は記さないが、〈延・盛・屋・覚〉は、〈延〉「面目ナキ事ナレバ」(二〇オ)、〈屋〉「忠盛此事有ノマ、ニ語ラバヤト思ハレケレドモ、ニツル物ナラバ只今何クマデモ切上ラムズル者ニテ有間」(二〇)〜二頁。〈盛・覚〉ほぼ同)等と記す。

守之時取聲^〇声花^ニ被^テ標^ス此^キ五^ノ節^ノ幡^ノ磨^ル米^ハ木^ノ賊^ノ歟^ナ椋^ノ葉^ノ歟^ノ属^ト人^ノ蔵^ノ規^ヲ〇早^ケ雖然^〇上代^ハ敢^テ事^キ不^レ出^ル来^〇末代^ハ可^ク有^ク何^カ〇覽^ル難^ク知^ル〇

【釈文】

上古にも加様の事有りけり。昔、季仲ノ卿は、色の極めて黒かりければ、時の人、「黒帥^一」とぞ申しける。然るに、蔵人頭たりし時、五節の宴に、「穴黒々し、瞻^クき頭かな。誰か捕へて漆塗りけん」と拍しけり。季仲卿の方人^{カタト}に、殿上人、「穴白々し、素き主かな。何なる人の帛を推しけん」と此を拍す。又、花山院の入道太(大)政大臣、御年十歳の時、父の忠家卿に後れ奉り、恂子^{ウツコ}にて在^{マシ}しけるを、中御門の中納言家成卿、播(幡)磨守たりし時、聲^ハに取^リて、声花^ハに標^ナされけるに、此も五節に、「播(幡)磨米は木賊か、椋^ノの葉か。人の蔵規^ノを属^ツく」と早しけり。然りと雖も、上代は敢へて事も出で来たらす。末代は何が有るべかるらん、知り難し。

【校異・訓読】

1 訓符が付されているが、「こくそつ」と訓むように、音符の誤り。2 「此く拍す」とも訓める。3 底本「五節」。

【注解】

〇上古にも加様の事有りけり この後に「上代」ともあるように、^〇上古^ノは「上代」と同じ意で使用されている。

〈闘〉では、「上古」は「上代」と同じ意で使用されている。

〈闘〉で使用される「上古」の用例は、該当箇所以外では、次の三つ。

①北面は是上古には無かりしを、白河院の御時より始めて置かれ(巻一上―三〇オ―三〇ウ)

②北野の天神は時平大臣の讒言に因つて左遷せられ、西宮の左大臣は多田満仲が讒奏に就きて流罪せられにき。是則ち延喜の聖主・安和の御門の御僻事なり」とこそ語り伝へて候へ。上古猶斯くのごとし、況や末代に於いてをや(巻二下―一六オ)

③「殷王は夏台に囚はれ、文皇は項利に取られて」と云ふ本文有り。

大國の上古猶斯くのごとし(巻八下―三〇ウ―三二オ)

以上の三例から、次のことが分かる。②からは、醍醐天皇や冷泉天皇の延喜年間や安和年間(十世紀初めから半ば)は、上古には含まれていないことが分かる。とすれば、〈闘〉が、季仲(十一世紀末から十二世紀初め)や忠雅の先例話(一二三三年の話)を、「上古」の話

(一)

として、以下紹介するのはおかしなことになる。ここは、かつて早川厚一・〈盛全釈〉(三一六頁の注解「上代ハ角コソ有シカ共、異ナル事ナシ。末代ハ如何アルベキト…」参照)が推考したように、諸本の「上古」「上代」は、〈延〉の「代上テハ」(二一ウ)とあるのが本来の形で、〈延〉本文の意味は、「時代を遡ると」ぐらいの意であろう。つまり、季仲や忠雅の逸話も、忠盛の昇殿も、末代には入っていたとは言え、例えば忠盛の時代は、得長寿院供養譚では、「仏神ノ威光猶以テ嚴重」(〈延〉一五オ)な時代とされるように、他の先例説話と同様に、末代の中でもまだ良き世のこととして捉えられていると考えられる。その〈延〉に見る「代上テハ」を、他本が「上古」とか「上代」と解したことから、先に見た〈闘〉を初めとする諸本の混乱の原因が生じたと考えられよう。〇時の人、「黒帥」とぞ申しける 〈延・長・盛・南・屋・覚〉は、季仲が、「太宰(権)帥」であることを書き加えるが、〈四・闘〉は、その本文を欠くため、季仲が、なぜ「黒帥」と言われるのが不明なままになっている。〇瞻き頭かな(名義抄)「瞻ミル、マホ(モ)ル、マハル、ユタカナリ」(仏中八五)。

「瞻」には、「クロシ」の訓はなく、あるいは、「瞻」の誤りか。〈名義抄〉「瞻 クロシ、ケカラハシ」(仏下末五五)。○誰か捕へて漆塗

りけん 他本は、〈延〉「何ナル人ノウルシヌリケム」(二二ウ)の形。

この後、〈闘〉でも、季仲方の方人は、「何なる人の帛を推しけん」と囃し返したとするわけだから、ここも、「何なる人の…」とあるべきところだろう。○季仲卿の方人に、殿上人、「穴白々し、素き主かな…」〈延・長・盛・南〉では、一方の藏人頭が色白であったため、

季仲の方人の殿上人が、囃し返したとするが、〈闘〉の場合、その事情が説明されることなく、「穴白々し」と唐突に記されるため、分かりづらい。恐らくは、〈全注闘〉が記すように、〈闘〉に省筆が行われた際の過誤と考えられよう(上―五五頁)。なお、本話を、〈四・屋・覚〉が欠くのは、この後に、「上代は敢へて事も出で来たらず」とあることに関わる。○父の忠家卿 花山院藤原忠雅の父は、忠宗が正しい。「宗」の誤読ないしは誤写によるか。○恂子 〈四・延〉「孤子」〈盛〉「孤兒」、〈長・南・覚〉「みなし子」。「恂子」を「みなし子」と訓む類例未詳。〈名義抄〉「恂 マコト、タノシフ、ヲノ、ク、ヒラ

【引用研究文献】

* 早川厚一①『平家物語』「殿上闇討」話の先例説話―延慶本の上代・末代について―(国語と国文学、一九九三・6。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3。加筆の上再録)

* 早川厚一②『源平闘諍録の真字表記』(松村博司先生喜寿記念国語国文学論集)右文書院一九八六・11)

【原文】

五節モ已ニ終テ成テ次ノ日ニ如案○殿上人一同被訴申者夫帯雄劍烈公宴○賜兵杖出入宮中皆格式守命先例有由者也而忠盛令郎從帯兵具召置殿上小庭其身又指腰刀烈節今座從昔○未聞○交殿上衆輩帶腰刀兩条共非先例希代末

ナリ、ヨシ」(法中八三)。○声花に 〈名義抄〉「声花 ハナヤカナリ」(僧上五)。○標されけるに「標」を「もてなす」と訓む類例未詳。〈名義抄〉「標 カロシ、ナメシ、ウカフ」(仏上七)。○藏規

諸本では、「きら」に該当する語。〈四〉「威勢」(卷一七左。但し、京大本・静嘉堂本・昭和本は、「キラ」の訓を付す)、〈盛〉「鉛」(一―三二頁)。「藏規」の「藏」は、「威」の誤りの可能性も有るが、いづれにせよ、「きら」と訓む類例未詳。このように、〈闘〉には、中世古辞書には見あたらない特異な用字が頻出する。明経点のヲコト点と共に(早川厚一②)、こうした特異な〈闘〉の用字を受容する言語圏の探求が今後の課題になろう。○上代は敢へて事も出で来たらず 上代では、全く何事も起きなかった意。〈延・長〉「カ、ル事ニモサセル事モ出来ザリケリ」(延)二二ウ)。(延・長)の場合、それ程の事事も起きなかった意だが、このように記す背景には、季仲の件で、季仲の方人が相手の藏人頭を囃し返した事件を想起するか。その時は、事が出来したとしても、せいぜい相手を囃し返す程度であったの意を含むか。

聞狼藉也事既重疊罪科争可通。乎早削御札可被闕官停任之由各被訴申。主上被驚思食。召忠盛有御尋之処忠盛申状誠如勇聞。

【釈文】

五節も已に終て、次の日に成りて、案のごとく殿上人一同に訴へ申されけるは、「夫雄剣を帯して公宴に列（烈）し、兵杖を賜はりて宮中を出入することは、皆格式の綸命を守る。先例由有る者なり。而るを忠盛、郎従をして兵具を帯せしめ（む）、殿上の小庭に召し置きて、其の身は又、腰刀を指して節会の座に列（烈）す。昔より未だ聞かず、殿上の衆に交はる輩、腰刀を帯することを。両条共に先例に非ず、希代未聞の狼藉なり。事既に重疊す。罪科争か通るべけんや。早く御札を削りて、闕官停任せらるべき」由、各訴へ申されければ、主上驚き思食されて、忠盛を召して、御尋ね有る処に、忠盛の申し状、誠に如勇くぞ聞こえ（へ）し。

【校異・訓読】 1底本「由」とあり。「ゆゑ」と訓ませようとするのだろうか、ここは、「よし」が良い。

【注解】 ○次の日に成りて 翌日のこととするのは、〈闘〉。五節は、

十一月の丑・寅・卯・辰の四日にわたって行われるが、殿上の淵醉は寅の日に行われる。故に、〈四・長・南・屋・覚〉が「五節了^{ケレ}」〈四〉五左とし、〈盛〉が「五節以後」（1—2四頁）、〈延〉が「後日ニ」（2一〇オ）とするように、殿上人達の訴えは、その日の内でも、翌日でもなく、五節以後に行われたと解するのが良い。 ○案のごとく 〈四・長・屋・覚〉同。殿上人達の訴えは、忠盛にとって既に織り込み済みのものであったことが分かる。この点は、この語句を記さない他本も同。 ○皆格式の綸命を守る。先例由有る者なり 〈四・

延・長・南・屋・覚〉には次のようにある。〈延〉「皆格式礼ヲ守り、綸命由アル先規也」（2一〇オ）。皆三代格式の礼式を守り、勅命によって許されるのが確かな先例なのだの意。その点、〈闘〉は、意味が取りづらく、混乱が見られる。 ○而るを忠盛、郎従をして兵具を帯せしめ… 「節会の座に列す」まで、〈四・長〉に近似。〈長〉「しかるを忠盛郎従をして兵具をたいせしめて、殿上の小庭にめしをき、其身

は又腰かたなをよこたへさして節会の座に烈す」（1—2三三頁）。 ○昔より未だ聞かず、殿上の衆に交はる輩、腰刀を帯することを 〈闘〉の独自異文。忠盛が、腰刀をさして殿上の間に出仕したことを前代未聞のこととして指弾する。しかし、この本文は、この後の「希代未聞の狼藉…」とも重複する。当該本文は、〈闘〉段階で補われたものと考えて良からう。 ○闕官停任せらるべき 「闕官」、〈四・覚〉同。

〈延・長・盛・南・屋〉「解官」が良い。仮名表記の誤読がその原因になっている。 ○主上驚き思食されて 主上、つまり崇徳天皇とするのが、〈闘・長・南・屋〉。上皇、つまり鳥羽院とするのが、〈延・盛・覚〉。「主上」とするのは、先に内の昇殿の「御札を削りて」と、殿上人達が訴えたことと関わりう（〈延全注釈〉 1—1三三頁）。 ○忠盛の申し状、誠に如勇くぞ聞こえし 〈闘〉の独自異文。忠盛の弁明が、殿上人達の訴えを、この後退けることになるであろうことを、予測させる本文。前々節の注解「所存の旨有るに依つて」参照。

【原文】

先郎從祇候小庭之条忠盛不覺悟之但近日人々有被相巧子細之間年来家人聞此事為雪其恥不被知忠盛竊參候之条不及力次第若猶可有科者早可召進其身歟次帶刀事既露頭之上勿論也但件刀預置主殿司早被召出彼御披見之後就刀実否可有過左右歟無所懼申之主上可然召出彼刀有觀覽者非実刀作一尺三寸木刀上塗黒漆鞘卷実推銀帛主上入醫御坐有仰者各承此為通当座難令見帶刀之由存知後日訴訟帶木刀用意程神妙携弓箭道計尤右欣有間兼又郎從為雪主恥密參候之条且武士郎等習也全非忠盛科若猶可有其過者可召進其身欣(歟)之申様寔政道法也憐知理致者哉還御感上敢無罪科沙太

【釈文】

「先づ郎從小庭に祇候の条、忠盛之を覺悟せず。但し、近日、人々相ひ巧まるる子細有るの間、年来の家人此の事を聞きて、其の恥を雪がんに、忠盛に知られずして、竊かに參候の条、力及ばざる次第なり。若し猶科有るべくは、早く其の身を召し進らすべきか。次に刀を帶する事、既に露頭の上は勿論なり。但し、件の刀は、主殿司に預け置きけり。早く彼を召し出だされて御披見の後、刀の实否に就きて、過の左右有るべきか」と、憚る所無く之を申しければ、主上「然るべし」とて、彼の刀を召し出だされて觀覽有りければ、実の刀には非ず、一尺三寸の木刀を作り、上は黒漆に塗りたる鞘卷の、実には銀帛を推したりけり。主上醫に入らせ御坐して、仰せ有りけるは、「各此を承れ。当座の難を通れん為に、刀を帶する由を見せしむと雖も、後日の訴訟を存知して、木刀を帶する用意の程こそ神妙なれ。弓箭の道に携はらん計りことは、尤も右こそ有間欣しけれ。兼ねては又、郎從、主の恥を雪がんに、密かに參候の条、且は武士の郎等の習ひなり。全く忠盛が科に非ず。『若し猶其の過有るべくは、其の身を召し進らすべきか』の申し様、寔に政道の法なり。憐れ、理致を知りたる者かな」と、還つて御感有る上は、敢へて罪科の沙太も無かりけり。

【校異・訓読】 1底本「欣」の右に「歟」と傍記。

【注解】 ○其の恥を雪がんが為に 〈四・延・長・盛・南・屋・覺〉

は、「雪がん」を「助ム」(〈延〉二〇ウ)とする。殿上人等による陵

辱を免れるための意だから、ここは、「助ム」が良い。 ○次に刀を

帶する事、既に露頭の上は勿論なり 〈闘〉の独自異文。次に私が腰

刀を帶していたことにつきましては、現に皆様方のお目に掛けた上は

論ずるまでもありませんの意。忠盛の示威行動の際、打刀を抜いて鬢

の髪に押し当てたことを言う。 ○御披見の後 〈闘〉の独自異文。

よくよく御覧になられた後の意。この後の展開を先取りするかのよう

な、自信に満ちあふれた忠盛の物言いが、〈闘〉には、随所に見られ

る。 ○憚る所無く 〈闘〉の独自異文。こども、忠盛の自信に満ちた

物言いの箇所。 ○実の刀には非ず、一尺三寸の木刀を作り 〈闘〉の

独自異文。他本とは異なり、初めに本当の鞘卷ではなく、一尺三寸の

木刀であることを明かす形。○「醫」に入らせ御坐して〈名義抄〉「醫

エクホ」（法下一〇四）。中世古辞書等に、「ゑつば」の訓は見あた

らない。なお、底本には、「麻」とある。また、卷一上二九ウにも、

「瘡」とある。いずれも、「醫」の俗字と判断した。○「各此を承れ」〈闘〉

の独自異文。主上自らが、殿上人等に、呼びかけた言葉。忠盛に好意的な裁定が、この後下ることを十分に予測させる言葉であろう。

○「当座の難を遁れん為に」諸本も同様だが、その中で、〈延〉が「為
 適當座ノ恥辱」（1—2オ）と、漢文表記をしていることが注意さ
 れる。○「有間欣しけれ」〈闘〉には、他に同訓の用字として、「有

間慕^ホ」（卷八下—三三ウ）がある。○『若し猶其の過有るべくは、

其の身を召し進らすべきか』の申し様…「理致を知りたる者かな」

まで、〈闘〉の独自異文。忠盛の弁明の言葉を主上が繰り返し、罪が
 もし有るようならば、家臣の身を差し出しましょうとの潔い忠盛の応

対に、これこそ政道の法と賞賛したとする。忠盛の振る舞いは、殿上

人への自信に満ちた示威行動だけではなく、政道の法にも適ったもの
 であったことを示す。○「理致」道理の意。「延暦寺所申依有理致、

奉寄賀茂之官符文」（『小右記』治安三年（一〇二三）四月五日条）。